

著作権に関するルールとマナーについて

ポーセラーツの教材はホビーとして楽しむためのものです。

制作した作品を販売することで生じたトラブル等に関しては、ポーセラーツ倶楽部本部事務局は責任を負いかねます。

個人が制作した作品を販売する場合は、「著作権に関するルールとマナー」をよくご理解の上、個人の責任において行ってください。

*作品展示や販売等に関しては、一定のルールとマナーの範囲内において認められています。
認められた範囲以外の使用に関しては、ポーセラーツ倶楽部本部事務局までお問い合わせください。

1. カタログ等に掲載した作品の著作権について

ポーセラーツ倶楽部発行の作品集やカタログ、ホームページ等に掲載した見本作品は、著作権者(デザイン・制作者)のご協力を得て、会員の皆様のためにデザインの参考として掲載しています。

作品集やカタログ等に掲載した作品と同じデザインの作品を、個人で楽しむ目的やポーセラーツの指導を目的として制作するなどの私的使用については認められますが、それ以外の目的で、著作権者の承諾なしに、販売や譲渡、展示、記事、広告への掲載等は認められません。

2. デザイナーズ転写紙の著作権について

デザイナーズ転写紙(カタログに、デザイナーの名前・Dマークが記載されている転写紙)の著作権は、各デザイナー自身に帰属します。ポーセラーツ倶楽部本部事務局では、ポーセラーツの主旨である「趣味を目的とした、絵付けを楽しむクラフトであること」をデザイナー(著作権者)に理解していただいた上で、オリジナルデザインの使用承諾を得ています。

したがって、デザイナーズ転写紙を使用した作品の制作を個人で楽しむ目的やポーセラーツの指導を目的として制作するなどの私的使用については認められますが、それ以外の目的で、著作権者の承諾なしに、販売や譲渡、展示、記事、広告への掲載等は認められません。

デザイナーズ転写紙を使用した作品の 展示や販売等について

Q1 著作権者の承諾なしの展示や販売はできないのですか？

A1 チャリティーやバザーなどで販売する場合や、ポーセラーツの会員(およびサロンの生徒さん)が趣味を目的として使用する範囲であれば、展示や販売について事前に許諾を得ています(「①非営利目的の場合」または「②利益があっても、趣味の延長である小規模な販売である場合」のどちらかの範囲内なら展示、販売可能です)。デパートやギャラリーなどでの展示即売会等でも、継続的なものでなければ、趣味の延長であると判断できます。但し、その規模や影響力が大きいと考えられる場合、インターネットでの販売については別途、著者と販売者が契約を結ぶ必要が出てくる可能性もありますので、無用なトラブルを回避する意味でも、事前に本部事務局までご連絡ください。
また、個人のレベルを超えて、企業と組んで展示や販売する場合にも、問題が生じる可能性がありますので、個々にご連絡、お問い合わせください。

Q2 デザイナーズ転写紙を使った作品を、ショップなどで販売するには許可が必要ですか？

A2 いわゆる一坪ショップや箱ショップとよばれるような、場所貸しのスペースに作品を委託して販売するケースがよくあるようです。短期の期限付きで、趣味的な程度なら、常識の範囲内で販売可能ですが、本格的にショップに陳列販売するような場合には、著者に承諾を得る必要があります。影響力や規模によってはご遠慮いただくケースもあります。

Q3 転写紙を木や石鹸などに貼った作品が展示、販売されているのを見ましたが、よいのでしょうか？

A3 デザインを提供していただいたトールペイントの作家の方やその生徒さんが、その作家さんのデザインを転写紙としたものを素材として使い、展示や販売をされているケースはご自身のデザインなので問題はありませぬ。但し、磁器に焼き付けるのが本来の趣旨です。それ以外の楽しみ方は安全性についても自己責任、ということになります。

作品集やカタログ等に掲載した作品と同じデザインの 作品を制作したり、展示や販売等をする場合

Q4 カタログ掲載作品を見て同じように作った作品は、自由に展示や販売したり、営利目的で使ってはいけませんか？ また、オリジナルか模倣かの基準はどこにあるのでしょうか？

A4 カタログ掲載作品は、本来、会員の皆さまの「個人的な楽しみや技術向上」を目的として掲載させていただいているものですが、「体験会やサロン等で、作品展示や指導見本として使用すること」は、デザイン制作者から事前の使用承諾をいただいております。また、サロン以外の場所での展示については、「ポーセラーツ普及のための作品見本として」の目的であれば、オリジナルデザインの制作者名を明記すれば展示してもよい、との承諾を得ております。このような際には、本部事務局までご一報ください。
但し、上記以外の目的での展示や販売、その他たとえば本や雑誌などに掲載する際は、デザイン制作者の承諾が必要になります。
また、オリジナルかどうかの判断は厳密には難しい点もありますが、独創性の有無が判断基準となります。作品展などには、カタログ掲載作品を見てそのまま作ったものを出品することは避けましょう。カタログ掲載作品は、デザイン力やテクニックを深めていただくための練習や参考としてご活用ください。あなたご自身の自由なアイデアをかたちにすることが、ポーセラーツの楽しさのひとつでもあります。

Q5 カタログ掲載作品を見て作った作品を無償で提供し、第三者が展示や販売することはできますか？

A5 会員であっても、第三者の方であっても、カタログ掲載作品と同一デザインの作品の展示や販売に関しては、オリジナルのデザイン制作者の承諾が必要です。事前にキルンアート協会までご相談いただき承諾を得るようにしてください。また、展示の際には、出典を明らかにするようにお願いいたします。「掲載誌名(どのカタログに載っていたのか)」「オリジナルデザイン制作者名」の2点を作品のそばに明記していただくこととなります。